(一社)千葉県環境保全センター メールマガジン

会員の皆様へ

今月から浄化槽についてまたは、日常で使えるちょっとした知識や情報を『Coffee break』と題し、掲載いたします。一読していただけると幸いです。

----目次-----

- 1.令和6年7月の活動報告
- 2.令和6年8月の行事予定
- 3.令和6年度講習会・研修会の日程
- 4.法定検査受検促進キャンペーン事業について

(依頼)

- 5.11 条BOD検査に関する規程の一部改訂
- 6.千葉県環境生活部水質保全課「令和5年度の浄化 槽保守点検及び清掃に係る実施状況の報告」(依頼) について
- 7. Coffee break

1.令和6年7月の活動報告

☆こども環境教室(八街市)

開講日:7月2日(火)

場 所:八街市立朝陽小学校

生徒数:58名(4年生・2回開催)

☆第2種電気工事士試験直前対策実技編

開催日:7月3日(水)~7月5日(金) 場 所:千葉職業能力開発短期大学校

受講者:5名

☆執行部会親睦ゴルフ

開催日:7月4日(木)

場 所:袖ケ浦カンツリークラブ 袖ケ浦コース

参加者:8名

☆こども環境教室(成田市)

開講日:7月5日(金)

場 所:成田市立豊住小学校

生徒数:6名(4年生)

☆制御盤・送風機研修会(青年部会主催)

開催日:7月6日(土)

場 所:ポートプラザちば

受講者:40名

☆浄化槽維持管理適正化講習会

開催日:7月10日(水)/7月11日(木)

場 所:(一社)千葉県浄化槽協会

受講者:71名(2日間合計)

☆執行部会及び理事会の開催

開催日:7月12日(金)

場 所:(公社)千葉県浄化槽検査センター

出席者:16名

☆こども環境教室(印西市)

開講日:7月17日(水)

場 所:印西市立船穂小学校

生徒数:8名(4年生)

☆嘱託採水員講習会

開催日:7月24日(水)

場 所:(公社)千葉県浄化槽検査センター

受講者:30名

☆第 233 回新風会コンペ

開催日:7月24日(水)

場 所:鶴舞カントリー倶楽部 西コース

参加者:17名

☆環境保全フォーラム印旛(印旛郡市支部主催)

開催日:7月26日(金)

場 所:成田国際文化会館

参加者:20名(うち行政参加者3名)

内 容:「千葉県内の浄化槽及び法定検査の現状」

「浄化槽についての問い合わせ情報共有」 「浄化槽の維持管理に関するトラブルシュー

ティング」

===============

2.令和6年8月の行事予定

☆浄化槽管理士に対する研修会

(条例に基づく管理士の資格更新)

開催日:8月7日(水)

場 所:(一社)千葉県浄化槽協会

☆千葉県浄化槽関係者会議

開催日:8月9日(金)

場 所:(公社)千葉県浄化槽検査センター

☆青年部会研修会

開催日:8月24日(土)

場 所:(公社)千葉県浄化槽検査センター

内 容:会計セミナー

☆浄化槽管理士に対する研修会

(条例に基づく管理士の資格更新)

開催日:8月30日(金)

場 所:鴨川市文化体育館2階会議室

3.令和6年度講習会・研修会の日程

○嘱託採水員講習会

開催日: 令和6年11月13日(水)

場 所:(公社)千葉県浄化槽検査センター2階

受講料:5,500円(税込)

○浄化槽管理士に対する研修会

(条例に基づく管理士の資格更新)

開催日:令和6年11月27日(水) 場 所:(一社)千葉県浄化槽協会

開催日:令和7年2月19日(水)

場 所:さわやかちば県民プラザ(柏会場)

(受付開始は11月~12月を予定しております)

受講料:10,000円(税込) お申込みはコチラから https://x.gd/4lmo3

○貯水槽清掃作業従事者研修

開催日:令和6年10月9日(水)/10月10日(木)

場 所:千葉市(未定) 受講料:5,500円(税込)

○モアコンパクト型浄化槽に関する講習会

開催日:令和7年1月29日(水) 場 所:(一社)千葉県浄化槽協会

受講料:10,000円(税込)

※各講習・研修会の受付期間は 1~2ヶ月前にお知らせいたします。 ※(公財)日本環境整備教育センター主催の 講習は(公財)日本環境整備教育センター HPにてご確認ください。

問い合わせ先: Tel 03-3635-4882 URL: https://www.jeces.or.jp/

4.法定検査受検促進キャンペーン事業について

(公社)千葉県浄化槽検査センターが昨年度実施いた しました、法定検査受検促進キャンペーンを令和 6 年度も実施します。ご案内を添付いたしますので、 ご査収お願いいたします。

※本キャンペーンは(公社)千葉県浄化槽検査センター県内担当エリアのみが対象となります。

5.11 条 B O D 検査に関する規程の一部改訂

▽採水員の受講資格変更

「保守点検業者に属する浄化槽管理士であること」

▽採水の実施時期について

「原則として、浄化槽の清掃時期が $7 \sim 10$ 月の場合は

清掃後1カ月経過以降、その他の場合は清掃後2カ 月経過以降」

▽処理水の採取を、消毒後でも可能とする 作業の実態に合わせて消毒後の処理水も対象とする こととします。

ただし、消毒後の処理水を採取した場合は、分析機 関にその旨を確実に伝えてください。 6.千葉県環境生活部水質保全課「令和5年度の 浄化槽保守点検及び清掃に係る実施状況の報告」 (依頼)

* 依頼内容 *

令和5年度に保守点検・清掃を実施した基数及び浄 化槽の情報

☆報告方式(手順)

①下記 URL をクリックしていただき、「調査票」を ダウンロード

https://x.gd/NMbLR

②「調査票」の様式 1~3 (清掃業者は様式 4 まで) 入力

様式 1

浄化槽の保守点検及び清掃に係る実施状況に関する 調査票

様式2

保守点検及び清掃の実施基数 (令和5年度分)

様式3

保守点検の実施状況(令和5年度分)

様式4

清掃の実施状況(令和5年度分)

③報告期限

・様式1・様式2 (調査票及び実施基数)

令和6年8月9日(金)まで延長しました。

・様式3・様式4(実施状況)

令和6年9月30日(月)まで

④送り先

(一社)千葉県環境保全センター 事務局宛

E-mail: info@kankyohozen.com

※調査票はその後の集計に使用する関係上、 紙媒体や PDF 等に変換せず、

Excel形式のまま提出をしてください。

☆お問い合わせ先

千葉県環境生活部 水質保全課 浄化槽班

TEL: 043-223-3813

(一社)千葉県環境保全センター

TEL: 043-245-4222

E-mail: info@kankyohozen.com

7.Coffee break 【法律の話……浄化槽法 (第一条目的)】

今月から数回に分けて法律の解説をさせていただき ます。初回は浄化槽法第1条の目的です。

平成 18 年 2 月施行改正により目的の明確化がなされました。その変更を含めて条文を見ていきます、第 1 条『この法律は、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もつて生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。』なんとも抽象的でわかり辛いですね。

改正点は・・・・・

認識されたともいえます。

- ①「公共用水域等の水質の保全」を明示したこと②「し尿等」→「し尿及び雑排水」に改めたこと
- 近年の浄化槽の置かれている位置付けの変化を踏まえ、浄化槽法の目的において、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図る旨が明示されました。浄化槽はし尿だけでなく雑排水も処理するのですよと明らかにしています。この改正により、浄化槽は下水道が繋がるまでの短期的なつなぎの施設ではなく恒久的な生活排水処理のシステムであることを名実ともに

次回は浄化槽法第二条(定義)についてお話させて 頂きます。

編集後記

今月から Coffee break を掲載致しました。 皆様が知りたい情報や保全センターに対する ご意見など、コメント(返信)して頂けると有り難い です。また、千葉県より届いた実態調査にご協力頂 いた皆様誠にありがとうございました。 既に水質保全課に提出させて頂きました。 未回答の方はご協力をお願いいたします。 暑い日が続きますのでお体に気をつけて下さい。

〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-11-1

Tel 043-245-4222 Fax 043-245-4223

E-mail: info@kankyohozen.com

HP: https://kankyohozen.com/
